

米輸入の動向と展望

—TPP最終合意の米への影響—

専任研究員 藤野信之

〔要 旨〕

TPPが2016年2月の参加12か国の署名で最終合意された。米の対米・豪SBS国別輸入枠等に関する合意は、政府の生産額・量予想では影響なしとされているが、日本の米需給に何らかの影響を与える可能性があると考えらるべきであろう。

現行のMA米は米国産が36万トンと半数を占め、MA一般輸入米では中粒種が34万トン程度で、多くがカリフォルニア州産キャルローズである。主食用SBS米では、中国産短粒種が激減し、米国産中短粒種の存在感が増している。

対米・豪SBS国別枠は、より落札されやすいように運用変更が約束させられている。SBSの運用変更は、既存MA米のSBSにも適用される予定である。

国内対策として、TPP合意により新たに輸入される米に見合う量の国内産米を政府が買上げたととしても、その数量分の輸入米が外食・中食業者の米需要を満たし、業務用需要米の価格の低下圧力となろう。

さらに、日本は米国、豪州等の要請があれば、発効7年後に、市場アクセスを増やす観点からの関税等の再協議を義務付けられている。

目 次

はじめに	(1) 米国の米生産・輸出動向
1 米の輸入概況	(2) 豪州の米生産・輸出動向
(1) 輸入米の位置づけ	(3) ベトナムの米生産・輸出動向
(2) MA米の輸入先国・品目と価格	(4) 中国の米生産・輸出動向
(3) MA米の販売状況	5 米輸入の財政負担
2 米の輸入制度	6 TPP合意内容とその影響
(1) 国境措置の状況	(1) 米に関する合意内容
(2) 輸入の仕組み	(2) 対米・豪米輸入枠におけるSBSの運用変更
3 国産米との競合状況	(3) 予想される影響
4 海外産地の中短粒種の輸出余力	7 問題点と展望

はじめに

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉が、2015年10月米国アトランタで開かれた閣僚会合で大筋合意され、16年2月4日に参加12か国による署名（最終合意）が行われた。「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮して算出した内閣官房TPP政府対策本部の試算（「農林水産物の生産額への影響について」）によれば、米の輸入枠等に関する合意の影響は、米の生産額・量ともに「0」とされているが、現実には日本の米需給に何らかの影響を与えるものと考えられる。

そこで、本稿では、米輸入の現状をTPPを念頭に中短粒種に重点を置きつつ整理するとともに、TPPの米輸入枠合意の内容とその影響について検討する。

1 米の輸入概況

(1) 輸入米の位置づけ

a ミニマム・アクセス米

日本は、1995年にガット・ウルグアイラウンド農業合意を受けて、米についてはそれまでの輸入許可制度を廃止して、最低限の輸入機会を提供する国家貿易制度としてのミニマム・アクセス米（以下「MA米」という）制度を設けた。

当初は、輸入障壁を関税化しないとの条件、すなわち米輸入を国家貿易制度に基づくMA米だけに限定し、別途に「関税を払

っての自由貿易」を認めない条件のもとにMA米数量を上乗せする特例措置を採っていた。しかし、99年度からは国家貿易制度の枠組みは残しつつ枠外関税を払えば誰でも輸入できるようにするという「米の関税化」を行った。MA米の輸入数量は95年以降国内消費量（86～88年平均）に占める割合で毎年引き上げられてきたが、この米の関税化に伴い2000年度以降76.7万玄米トン/^(注1)年で固定されている。

これによって、MA枠内関税（＝枠内1次関税）は無税（ただし、別途上限292円/kg、実勢40円程度のマークアップ付加が必要）、枠外関税（＝2次関税）は341円/kgとなって、枠外関税を払えば誰でもいくらかでも輸入できることとなったが、枠外輸入は毎年数百トン程度にとどまっている。

MA米の輸入数量枠は本来は輸入機会を提供するだけのものであるが、国家貿易制度を維持していけるよう、日本政府はMA数量枠の全量を輸入している。

なお、MA米の売買方式は、入札によって決定した輸入業者を通じて国が買い入れるものだが、うち10万実トンの枠でSBS（売買同時契約）方式が採られている（うち1万トンは碎精米枠）。SBS方式とは、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式であり、Simultaneous Buy and Sellの略語である（詳しくは、後項2（2）b参照）。この枠は主に主食用米の輸入に用いられ、輸入数量は国産主食用米（主として業務用低価格帯米）等の価格水準との裁定によって変動するこ

とがある。

SBS輸入米以外のMA米は「MA一般輸入米」(または「MA一般米」と呼ばれ年間約66玄米トンが輸入されており、主に加工用、政府援助用、飼料用に用いられている。

(注1) MA米輸入数量は、95年のスタート時に国内消費量(86~88年平均)の4.0%(42.6万トン)とされ、その後毎年度0.8%ずつ増やされて98年度には68.1万トン、99年度は関税化の見返りに0.4%増の72.4万トン、00年度は同76.7万トンとなり、WTOドーハラウンド交渉期間中はこの水準を維持することとされている。

b 国内米需給との関係

米の自給率(重量ベース)は、94年度の120%をピークにMA米の輸入増に従って低下し、95年度以降では95%程度で推移している。

MA米の導入によって国内米生産に影響が出ないよう、「ミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」(93年12月閣議了解)こととされている。具体的には、①MA米販売は国産米で対応しがたい加工用等を中心とし、残余は援助用等のために備蓄に充てる。②SBSで輸入された短粒種は主食用として消費されているが、同等量以上の政府国産米を援助用等に振り向ける。③これによって、生産調整面積はMA米輸入量とは無関係に国産米のみの在庫状況と需給ギャップをベースに算定することとされている。^(注2)

農林水産省は、主食用米に関しては、MA米の主食用累計販売数量(135万トン、15年10月まで)以上の国産米を援助用(136万トン)、飼料用等(150万トン)に活用している

としている。

しかし、①年間平均10万トンの主食用SBS輸入米が、外食需要を中心とした国内主食用米需要を獲得し(外食事業者は一般的にブレンド用として位置づけ、国内産低価格帯米との価格裁定あり)、②MA一般輸入米を中心とした加工用販売量は年間15万トン程度あり、その分国内加工用仕向け米需要を獲得している(国内産加工用仕向け米との価格裁定あり)。

(注2) 農林水産省「ミニマム・アクセス米の影響評価一研究会としての評価(たたき台)一」第3回生産調整に関する研究会提出資料。

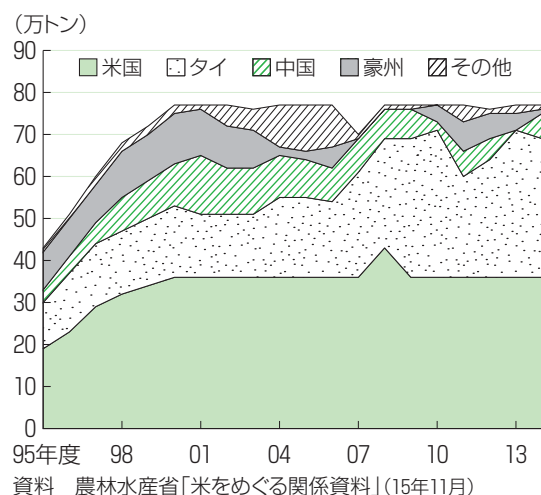
(2) MA米の輸入先国・品目と価格

a 輸入先国と品目

MA米の輸入先国は、01年度以降米国が36万トンと半数を占め、14年度では次いでタイ33万トン(全量が長粒種)、中国6万トン、豪州1万トン、その他1万トンとなっている(第1図)。

MA一般輸入米では、うるち精米中粒種

第1図 MA米の国別輸入量推移(玄米ベース)

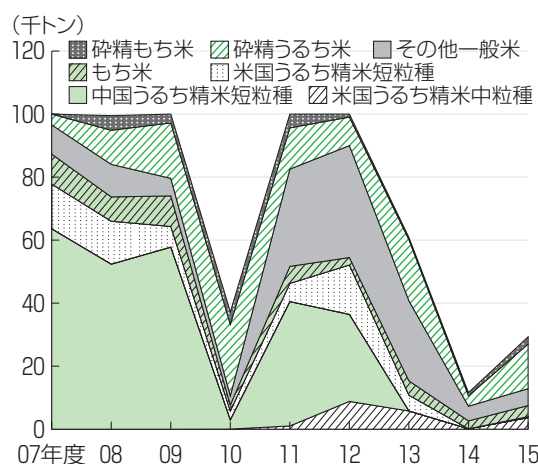


が例年34万トン程度で推移し、その多くが米国カリフォルニア州産キャルローズとなっている。

主食用SBS米では、例年10万トンの枠の中で中国産と米国産が大きな数量を占めて枠を満たしていた。しかし、国産米（低価格帯米）の価格低下で主食用SBS米の優位性が弱まった13年度以降では、SBS米輸入全体量は1～6万トン程度に減少している（第1表）。

品目別にみると12年度までは中国産うるち精米短粒種が多く、次いで米国産うるち精米短粒種となっていたが、13年度以降では中国産うるち精米短粒種が「0」になるとともに、米国産うるち精米短粒種も300～5千トンに減少する一方で、米国産うるち精米中粒種が4～6千トン程度と一定数量を占める傾向にある（第2図）。これは、①中国産に関しては「米トレーサビリティ法」で外食業者に米産地の表示義務が課せられたこと（11年7月）から敬遠され、②米国産うるち精米中粒種に関しては、東日本大震災を受けて国内産米価格が高騰した

第2図 SBS米の種類別輸入状況



資料 農林水産省「輸入米に係るSBSの結果の概要」
 (注) もち碎精米は08年度第4回から対象品目となった。

際に価格面を評価して入れたものであり、外食事業者が中粒種でも主食用ブレンド米として使用できると評価したものと考えられる。

品種的にみると、SBS米国産うるち精米短粒種のほとんどは、米国カリフォルニア州産コシヒカリ、あきたこまちであり、多くは日本の輸入商社が現地の精米業者と播種前（3～4月）に「コシヒカリ何トン」というように数量を確定させる形で栽培・輸入契約を結んで調達している。商社と現地生産者は間接的な形で契約関係に入ることとなる。^(注3)

(注3) 筆者が15年11月に実施した、総合商社ヒアリングによる。

b 価格

MA米の輸入落札価格は、15年度平均で^(注4) MA一般輸入米が79円/kg（4,740円/60kg）、SBS一般米が①政府買入価格152円（9,120円/60kg）、②政府売渡価格195円（11,700円/60kg）、③国家貿易による売買差益（マー

第1表 SBS米の国別輸入状況

(単位 実トン)

	米国	豪州	タイ	中国	その他	合計
05年度	13,667	3,838	1,784	74,484	6,227	100,000
06	20,550	6,898	1,048	67,198	4,306	100,000
07	21,913	0	1,506	72,740	3,841	100,000
08	18,120	0	2,080	63,790	15,560	99,550
09	13,074	0	2,558	63,635	20,733	100,000
10	5,132	0	2,000	2,936	27,158	37,226
11	12,814	16,134	2,118	50,463	18,471	100,000
12	36,096	23,773	1,608	27,640	10,883	100,000
13	19,082	17,227	3,490	4,401	16,639	60,839
14	3,116	559	2,804	80	5,047	11,606
15	7,709	1,285	2,834	76	17,411	29,315

資料 農林水産省「輸入米に係るSBSの結果の概要」

(注) 1 うるち米、もち米、精米、玄米、短・中・長粒種全てを含む。

2 その他には碎精米約1万トン/年を含む。

第2表 MA米の輸入量と価格の動向

(単位 千トン, 円/kg)

	一般輸入米		特別売買(SBS)				合計	SBS マーク アップ
	落札 数量	平均 落札 価格	一般米枠			砕精米 数量		
			決定 数量	買入 価格	売渡 価格			
08年度	581	90	84	164	243	15	681	78
09	578	68	80	165	231	20	678	66
10	640	65	11	147	193	27	678	46
11	581	57	83	152	209	17	681	57
12	580	60	90	142	286	10	680	144
13	619	68	41	145	194	20	680	48
14	666	87	7	167	208	4	678	41
15	493	79	13	152	195	16	523	43

資料 北出(2008)4頁,表2の08年度以降を農林水産省資料でアップデートし,合計,SBSマークアップ欄を付加

- (注) 1 価格は消費税抜き価格。
 2 ほとんど精米輸入のため,合計は玄米ベースMA輸入合意数量(78万トン)より少ない。
 3 15年度の合計と一般輸入米は第12回入札(16年2月)までの途中経過(価格は第9回(15年12月)まで)。

クアップ) 43円(従価税換算28%),となっている(第2表)。

政府買入価格は政府からみた輸入価格であり,政府売渡価格は外食・中食業者等の実需者からみた輸入価格である。

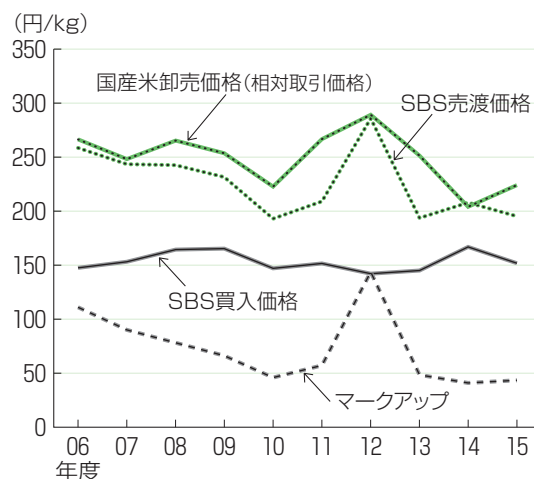
SBS米の売渡価格が,輸出国の現地価格から試算される日本倉庫渡し価格に比べて国産米価格に近づく高めの価格となるのは,農林水産省が入札時の最低売渡予定価格を国内産米価格の動向を見つつ高めに設定していることも作用しているものと考えられる(注5)。買入価格は150円/精米kg程度ではほぼ一定のため,売渡予定価格を高めに設定運用するとマークアップはその分上昇する。実質的にも日本国内の主食用米需要に質的に対応できる高級ジャポニカ米の政府買入価格水準は,米国産地の農場価格から試算した日本国内倉庫渡し価格146円/精米kgや中国港におけるFOB(本船渡し)価格から試算した日本倉庫渡し価格150円(詳細は後項

4(1)(4)を参照)からみて150円/精米kg(9,000円/60kg,玄米換算136円=^(注6)8,152円/60kg)程度以上と考えられ,これにマークアップ実勢40円を上乗せすれば190円となって相当程度に国産米価格に近接する。SBSマークアップの推移を第3図のSBS売渡価格と買入価格の差で見ると,10~11年度,13~14年度では40~50円程度だが,国産米価格が上昇した12年度に144円に高騰していることから,農林水産省の落札価格コントロールは国内産米価格上昇時にもそれを大

きく下回っての主食用米の輸入を阻止し,国産米市況(相対取引価格)を外国産米価格から大きな影響を受けないようにする役割を果たしているものと推察される。

15年度のMA一般輸入米の平均落札価格

第3図 SBS取引価格と国産米卸売価格(相対取引価格)の推移



資料 農林水産省「相対取引価格」(06年~),「輸入にかかるSBS米入札結果の概要」を基に作成

- (注) 1 国産米卸売価格は,全農等から米卸への相対取引価格。
 2 SBSは一般米(消費税抜き),相対取引価格は消費税抜きで精米換算。

(79円)と主食用のSBS輸入米の買入価格(152円)がその差1.9倍に開いているのは、MA一般米の輸入目的が実態上「加工用、政府援助用、飼料用」となっていることによる。このうち加工用は食用の国内需要に結び付いているが、それ以外は国内食用ではないため、全体の加重平均価格は低くなる。^(注7)

なお、MA一般米のうち、うるち精米中粒種の落札平均買入価格は104円(6,240円/60kg, 玄米換算94円=5,640円/60kg, 15年度)^(注8)となっている。

加工原料用MA米の政府販売価格は、定例販売で104円(6,240円/60kg, 15年度)となっている。MA一般米のマークアップは公表されておらず、算出基礎数値も公表されていないが、加工用販売価格104円とMA一般輸入米価格79円の差額をMA一般米のマークアップとみなすと25円(従価税換算32%)となる。また、MA米総売買損益から一般輸入米の損益を分離して試算し、落札数量で除してマークアップとみなすと、△50～9円/kg(02～13年度内の最高、最低)となる。

(注4) MA一般輸入米価格は、第9回入札(15年12月)までの途中経過。以下、MA一般輸入米に関する数値について同じ。

(注5) 佐伯(2003)29, 93頁およびその他の資料。

(注6) 輸入量の多い米国産に限ってみると、輸入の大宗を占める「うるち精米短粒種」の政府買入価格は10年度で143円/精米kg, 11年度155円, 12年度156円, 13年度174円, カリフォルニア州の干ばつが本格化した14年度で192円(ただし玄米〔精米換算212円〕), 15年度154円となっている。

また、15年産では「うるち精米中粒種」が増え、3.7千トンで130円/精米kgとなっている(以上、農林水産省「輸入米に係るSBSの結果の概要」から算出)。

(注7) 米国(カリフォルニア州)産に限ってみても、中粒種キャロローズの単収はコシヒカリの1.7倍と多いので、コシヒカリの価格はキャロ

ローズの1.7倍と高くなる。

(注8) 104円/kgという価格は、15年度におけるカリフォルニア州の干ばつ被害によるもので、平年作となる10～13年度では64～86円となる。なお、うるち精米中粒種以外の品目は、より価格の低いタイ産長粒種となっている。

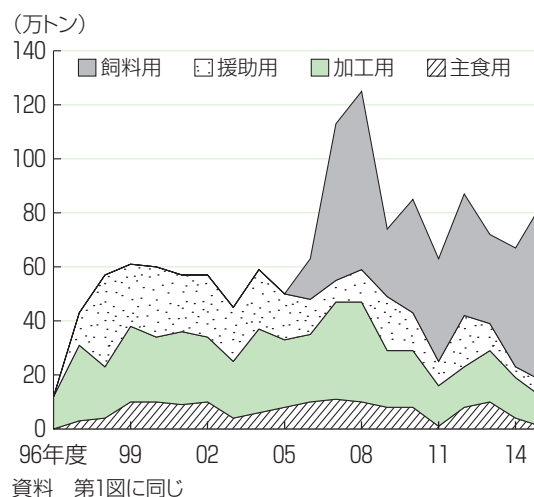
価格は「公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開」(農林水産省)から算出。

(3) MA米の販売状況

MA米の販売状況を最近における単年度の平均的数量で見ると、主食用が10万トン程度、加工用が15～30万トン程度、飼料用が30～40万トン程度、援助用が10～20万トン程度となっており、また、近年飼料用販売が多くを占めるようになってきている(第4図)。

国内の主食用米需要は14年度で780万トンあるものの毎年約8万トンずつ減少傾向にあり(農林水産省(2015b)), MA米の主食用販売量は10万トン程度とはいえ、それと

第4図 MA米の用途別販売状況



**第3表 用途別制度別加工原料用米穀の使用状況
(14米穀年度)**

(単位 万トン)

用途	主食用米	加工用米	新規需要米	特定米穀	MA米	輸入米粉調製品	合計
清酒用	11	9	0	4	0	0	24
包装餅用	3	2	0	0	0	2	7
米菓用	3	2	0	5	4	4	18
加工米飯用	6	5	0	0	0	0	11
味噌用	0	1	0	3	6	0	10
焼酎用	0	1	0	6	3	0	10
米穀粉用	1	1	3	1	2	2	10
その他用	1	0	0	2	1	2	6
合計	25	21	3	21	16	10	96

資料 農林水産省「米に関するマンスリーレポート」(16年1月)のうるち米ともち米を合計

- (注) 1 加工米飯用には、無菌米飯用約7万トンは含まない。
 2 その他用には、玄米茶用、みりん用、朝食シリアル用などがある。
 3 特定米穀とは、ふるい目1.7mm、1.75~1.9mmの「ふるい下米」と1.7mm未満の小粒米の総称。
 4 ラウンドの関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

同等量以上の政府国産米を援助用等に振り向けることがなければ国産米価格に大きな影響を及ぼす。

また、加工用仕向け米需要は国内で約100万トンあるが、MA米の加工用販売が増えると国内の加工用米生産等に影響を及ぼすこととなる(第3表)。

2 米の輸入制度

(1) 国境措置の状況

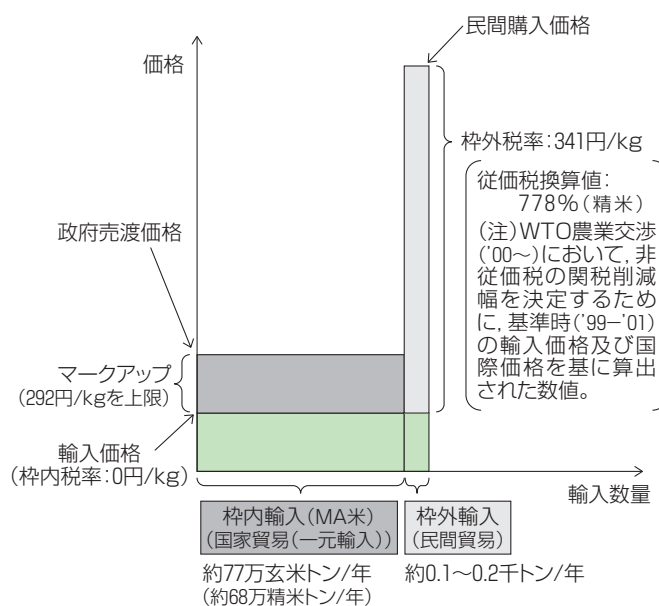
日本の米輸入制度(国家貿易)を図示すると第5図のとおりとなる。

「食糧法による米のMA関税枠」(関税割当)が適用となる関税品目は17品目あり(第4表の網掛行)、枠内輸入には従価税(穀物を除く)とマークアップが、枠外輸入には枠外特別税(米で341円/kg)が各品目のCIF価

格(従価税)または輸入数量(従量税)に対して課せられる。

17品目の中には米だけではなく米粉や米粉調製品、加工品が含まれるが、こうした輸入制度に基づいた実際の輸入実態を見ると、15年の穀物(米)輸入量70.7万トンに対して調製品等(関税品目:11類 穀粉・加工穀粉〔米粉等〕、15類 油脂〔米油〕、16類 肉、魚又は甲殻類などの調製品〔米入り〕、19類 穀物、穀粉又はベーカリー製品〔米製〕、21類 各種調製食料品〔米30%超〕、22類 飲料・アルコール等〔日本酒等〕、23類 ふすま・ぬか〔米ぬか〕、の米の調製品・加工品の輸入量は相対的には僅少であり、その中では19類に属するMA枠外の民間貿易ベースの米粉調製品が6.2万トンと大きくくなっている(15年、後掲第5表)。

第5図 日本の米輸入制度(国境措置)



出典 農林水産省「米をめぐる関係資料」(15年11月)

第4表 日本の主な米・同製品関税・輸入動向とTPP合意内容(MA枠内外合計輸入分・2015年)

	HSコード(関税番号)		関税		数量 (トン)	TPP合意内容		
			枠外 特別税 (円/kg)	従価税 (%)		国家貿易・ 関税率	対米・豪 国別枠	
【10類】穀物								
もみ	1006.10	090/010	341		729	維持	○	
玄米	1006.20	090/010	341		18,824	維持	○	
精米	1006.30	090/010	341		682,723	維持	○	
砕米	1006.40	090/010	341		4,643	維持	○	
【11類】穀粉,加工穀粉								
米粉	1102.90	390/310	375	25	23	維持	○	
ひき割り,ミール	1103.19	590/510	375	25		維持	○	
ペレット	1103.20	390/350	375	25		維持	○	
フレーク	1104.19	290/250	341	25		維持	○	
粗くひいたもの	1104.29	290/250	341	25		維持	○	
【15類】油脂								
米油	1515.90	410,420	8.5		33,102			
【16類】肉,魚又は甲殻類などの調製品								
牛調製食料品(機密容器入り)	1602.50	310,331		21.3		0.0(11年目)		
かに調製食料品(機密容器外)	1605.10	021		9.6	2	0.0(11年目)		
シュリンプ・ブローン調製食料品	1605.21	021		5.3	2,440	0.0(11年目)		
いか調製食料品(機密容器入り)	1605.54	011		10.5		0.0(11年目)		
いか調製食料品(機密容器外)	1605.54	091		10.5	1,541	0.0(11年目)		
【19類】穀物,穀粉又はベーカリー製品								
ベーカリー用練生地	1901.20	128/122	375	25		維持	○	
米菓生地	1901.20	168/162	375	25		維持	○	
米粉調製品(ベーカリー用:糖15%以下)	1901.20	231		24		22.8	17品目 SBS方式 一体運用	
米粉調製品(ベーカリー用:糖,その他)	1901.20	234		23.8		22.6		
米粉調製品(ベーカリー用:無糖)	1901.20	242		16		15.2		
米麦加工品(穀類85%超:米重量最大)	1901.90	148/142	375	25	6	維持		○
米粉調製品(その他用:糖15%以下)	1901.90	241		24	103	22.8		
米粉調製品(その他用:糖最大)	1901.90	246		28		26.6		
米粉調製品(その他用:糖,糖以外最大)	1901.90	251		23.8	13,453	17.8(6年目)		
米粉調製品(その他用:無糖)	1901.90	266		16	48,913	13.6(4年目)		
もち・団子等(米30%以下,無糖)	1901.90	586		16	1,453	15.2		
もち・団子等(米30%以下,糖15%以下)	1901.90	583		24		22.8		
もち・団子等(米30%以下,糖15%超)	1901.90	585		25		23.7		
もち・団子等(米30%超)	1901.90	588/587	375	25	5	維持		○
ビーフン	1902.19	010	27.2		7,010	0.0(11年目)		
加熱し,煎った調製食料品	1904.10	212/211	341	19.2	23	維持		○
加熱し,煎っていない調製食料品	1904.20	212/211	341	19.2		維持		○
その他の穀物調製品(米30%超)	1904.90	130/120	341	25	200	維持		○
その他の穀物調製品(米30%以下)	1904.90	110		25	196	23.7		
米菓(加糖)	1905.90	311		34	7,127	32.3		
米菓(その他)	1905.90	321		29.8		28.3		
【21類】各種調製食料品								
その他米30%超調製食料品	2106.90	518/517	341	25		維持	○	
【22類】飲料,アルコール,食酢								
清酒・濁酒(単位:数量=キロリットル, 単価=円/リットル)	2206.00	210	70.4		341	不変		
【23類】ふすま,ぬか								
米ぬか	2302.40	010			378			
合計					822,894			
関税割当対象品					706,556			
その他					116,338			

資料 Fukuda Hisao, John Dyck, and Jim Stout (2003), 「米穀市況速報」(14年2月19日付)を関税関税率表,貿易統計でアップデートし,TPP合意内容を農林水産省(15年11月)「TPP市場アクセス交渉 農産物の品目別の交渉結果概要」から付加

- (注) 1 網掛けには「食糧法による米のMA関税枠」の適用もあるが,輸入数量は枠内外輸入分合計数量を表記。
 2 加糖あられ・せんべいの関税は34%。
 3 途上国からの清酒輸入関税はゼロ。
 4 酸価0.6超の米油粗油の関税は,先進国産品8.5円/kg,途上国産品4.2円/kg,後発途上国産品ゼロ。
 5 実行関税率表は15年1月現在のもの。関税番号の下3桁は後列のものが「MA関税枠」,前列が枠外のもの。
 6 合計には清酒・濁酒を含まない。
 7 農林水産省説明文書では,16類は「水産物」等に分類されている(HSコードも10年のもので,本表とは異なる場合がある)。

第5表 日本の主な米・同製品輸入量
(MA枠内外合計・2015年)

(単位 トン)

輸入品目	輸入量
【10類】 穀物(米)	706,919
【11類】 穀粉, 加工穀粉(米粉等)	23
【15類】 油脂(米油)	33,102
【16類】 肉, 魚, 甲殻類等の調製品(米入り)	3,983
【19類】 穀物, 穀粉又はベーカリー製品	78,489
うち米粉調製品	62,469
もち・団子等	1,458
加熱調製食料品(米製)	23
その他穀物調製品(米製)	396
米菓	7,127
【21類】 各種調製食料品(米30%超)	-
【22類】 飲料・アルコール等(清酒・濁酒)	(341)
【23類】 ふすま, ぬか(米ぬか)	378
合計	822,894
関税割当対象品計	706,556
その他計	116,338

資料 第3表に同じ

- (注) 1 第3表を類別に合計し簡略化した。
2 網掛行には「食糧法による米のMA関税枠」の適用もあるが、輸入数量は枠内外輸入分合計数量を表記。
3 合計には清酒・濁酒を含まない。

(2) 輸入の仕組み

a MA一般米の輸入方式

農林水産省は入札によって輸入業者を決定し、この輸入業者を通じた買入れを行う。入札参加業者は、あらかじめ入札参加資格を農林水産省から取得する(SBS米も同様)。

農林水産省は毎年、食糧法に依拠した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」に基づいて、内需の動向、輸出国の余力、国際相場等を勘案し、産地別、銘柄別の買入計画を決定する。買入価格、買入数量の決定は、指名競争入札制度によって行われる。98年度から、輸入国を指定しない「数量枠」(グローバル・テンダー)が一部導入されたが、その量は少ない(佐伯(2003)37頁)。

b SBS米の輸入方式

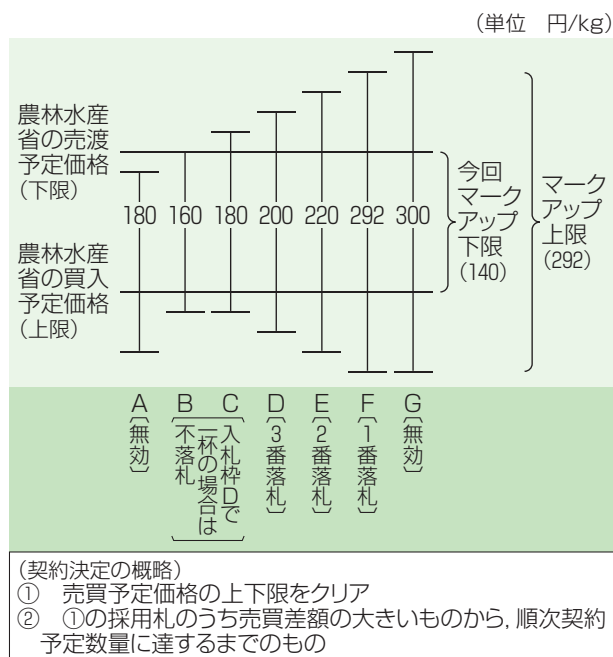
農林水産省は、主として主食用のSBS米に限って実質的な民間取引(輸入業者と国内の実需者の直接取引)を認めている。

SBS米の具体的な入札手順は、以下のとおりである。^(注9)

- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加する。
- ② 契約決定は、第6図のとおり、農林水産省の定める上下限価格をクリアした採用札のうち売買差額(マークアップ)の大きいものから順次契約予定数量に達するまでのものを落札する形で行う。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結する。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に行う。

(注9) 農林水産省(2015c)ほか。

第6図 SBS米の落札方式(イメージ図)



資料 (株)組合貿易作成資料にマークアップを付加

3 国産米との競合状況

MA米は、SBS一般米が国内産主食用米、^(注10)ことに業務用低価格帯米と競合し、またSBS砕精米、MA一般米の加工用販売米が国内産加工用仕向け米と競合している。また、MA一般米の飼料用販売米が、国内産飼料用米と競合する。

一般的に、SBS一般米の品質は国内低価格帯米に匹敵し、^(注10) 外食・中食産業用や、12年の西友による吉林省米1,299円/5kgの販売にみられるように、国産米が高騰した際には家庭内食用米としても流通する。

SBS輸入米と国内産米の間には、国内産米価格が通常である場合には厳然たる価格差があるが、14年産国内米価格下落時等には両者の価格は近接して輸入量が減少する(前掲第3図、第2表参照)。

(注10) 国内産の業務用低価格帯米の相対取引価格は、15年産では12,000円/60玄米kg、消費税抜きで11,111円、^(注10) 精米換算で12,267円(204円/kg)程度。裁定対象のSBS米政府売渡価格は本文1(2)bのとおり195円(11,700円/60kg)だが、この程度の価格差では国内産に代替する需要を形成するには至らない。

4 海外産地の中短粒種の輸出余力

TPP参加国を中心とした各国の中短粒種の輸出余力や競争力は以下のとおりである。ガット・ウルグアイラウンド農業合意で成立した韓国、台湾を含む東アジアの国際MA米市場における中短粒種米輸出のメイ

ンプレーヤーは米国(それもカリフォルニア州、70万精米トン)であり、その輸入側メイ
ンプレーヤーは日本(36万精米トン)である^(注11)
ことに留意する必要がある(11年)。

(注11) 伊東(2015) 8~12頁、20頁、およびその他の資料。

(1) 米国の米生産・輸出動向

米国における米の種類別生産量と用途(10~14年平均)をみると、中短粒種^(注11)の生産量は精米ベースで192万トンと米生産量の29%を占め、うち5割強の102万トンが輸出されている。同時に、長粒種は469万トンの生産があり、うち48%の224万トンが輸出されている。近年中短粒種^(注11)の生産量は漸増傾向にある(第6表)。

中短粒種の63%はカリフォルニア州で、37%が南部(アーカンソー、ルイジアナ、ミシシッピ、ミズーリー、テキサス州)で生産されており、長粒種のほとんどはアーカンソー州を中心とする南部で生産されている。中短粒種^(注11)のほとんどは中粒種である(96%)

第6表 米国の米種類別生産量・用途・価格(10~14年平均)

(単位 精米換算・万トン)

	長粒種	中短粒種	全体
収穫面積(万ha)	85.0(73)	30.8(27)	115.8(100)
単収(トン/ha)	5.5	6.2	5.7
生産量	469(71)	192(29)	661(100)
用途	国内 輸出	94(24) 102(32)	395(100) 328(100)
輸入量	59	9	68
在庫	79	45	127
農場価格(\$/kg)	0.42	0.57	0.46
// (円/kg)	38	51	41

資料 服部(2012)をUSDA, Rice Yearbook(2015)ほかでアップデートし精米換算して農場価格を付加

(注) 1 ()内は横軸の構成比(%)。
2 1ドル=90円(10~14年平均、IMF)で円換算。

程度) (第7表)。

米国の米の価格は、農場価格(精米)ベースで、中短粒種0.57米ドル(51円)/kg、長粒種で0.42米ドル(38円)/kgと極めて安価である(前掲第6表参照)。ただし、あきたこまち等の高級ジャポニカ米は1.12米ドル(100円)/kg程度の価格水準と考えられる^(注12)。この場合の米国FOB価格は1.44米ドル(130円)、日本CIF価格は1.52米ドル(137円)、日本国内倉庫渡し価格は146円(マークアップ加算前)^(注13)となる。

14年度では、カリフォルニア州で本格化した干ばつ被害があり、中短粒種は米国全

体では189万トンと大きな落込みはなかったものの、カリフォルニア州だけでみると中粒種は112万トン(前年度比△20%)、短粒種は7万トン(△27%)と大きく落ち込んだ(第7表)。

しかしながら、中長期的にみれば米国における日本市場向けの米の輸出余力、競争力は十分にあると考えられる。

(注12) 伊東(2015)34頁の付表1-2から算出(為替レートは10~14年平均90円/米ドル〔IMF〕)。34頁の付表1-2では、庭先価格は15年6月の米国ジャポニカ米相場を想定した価格で1.39米ドル(167円、為替レート120円換算)/精米kgとなるが、この高級ジャポニカ米相場は、14年度の干ばつの影響を受けた高めのものであり、平年ではより低いものと考えられる(80%の1.12米ドル〔100円〕/精米kg程度。なお、平年作単価の比率はUSDA, Rice Yearbook(2015)のカリフォルニア州短粒種の年度間価格変化から試算)。

(注13) 伊東(2015)36頁の付表1-4、21頁の表1-6を用いて、農場価格を1.12米ドルとして試算。

第7表 米国の種別・州別米生産量

(単位 千精米トン)

	12年	13	14	
長粒種	アーカンソー	2,786	2,281	3,041
	カリフォルニア	10	11	9
	ルイジアナ	757	912	893
	ミシシッピ	295	291	445
	ミズーリー	384	344	449
	テキサス	349	349	328
	米国計	4,581	4,188	5,165
中粒種	アーカンソー	263	286	512
	カリフォルニア	1,313	1,404	1,124
	ルイジアナ	55	45	154
	ミシシッピ	-	-	2
	ミズーリー	8	4	13
	テキサス	7	5	13
	米国計	1,645	1,744	1,817
短粒種	アーカンソー	2	2	2
	カリフォルニア	120	98	72
	米国計	122	100	74
中短粒種計				
	1,767	1,844	1,891	
全種	アーカンソー	3,051	2,569	3,555
	カリフォルニア	1,442	1,513	1,205
	ルイジアナ	811	957	1,046
	ミシシッピ	294	291	447
	ミズーリー	393	348	462
	テキサス	356	354	341
	米国計	6,348	6,031	7,056

資料 『米穀市況速報』(15年10月28日付)をUSDA NASSのQuick Statsデータベース検索値(籾ポンド)でアップデートし、精米・トン換算

(注) 四捨五入の関係で各値の合計が計に一致しない場合がある。

(2) 豪州の米生産・輸出動向

豪州産米の生産量は、周期的に襲われる干ばつ被害によって安定しないが、04~13年の10年間の平均値で長期的にみれば精米ベースで年間39万トン、うちジャポニカ米で31万トン程度あり、約7割が輸出され、輸出量も26万トン程度ある^(注14)。

日本のSBS輸入においては、干ばつから回復した11年度において「豪州産うるち玄米短粒種」が1.6万トンと2位につけており、品質においても価格においても競争力を有している。

(注14) ABARE(豪州農業水資源省 農業資源経済科学局)(2015)ほかから試算。

(3) ベトナムの米生産・輸出動向

ベトナムは世界有数の米輸出国だが、そ

のほとんどはインディカ米（長粒種）であり、ジャポニカ米（短粒種）に関しては日本の米卸等が介在したごく少量の生産が行われているに過ぎない。

(4) 中国の米生産・輸出動向

日本で生産・消費されるジャポニカ米は、中国でも50百万玄米トン生産されており（11年、生産量の構成比は32%）、作付面積、生産量とも中国国内の食の高度化を受けて増加傾向にある（倪鏡（2012））。

ジャポニカ米の輸出は、近年50万トン程度であり、主として東北3省（黒竜江、吉林、遼寧）から韓国、日本、北朝鮮、香港向けに行われているが、中国国内需給の逼迫のため輸出余力は限られている。また、10年来の生産コスト上昇、人民元高の進行により、米国産ジャポニカ米に対する価格競争力を低下させた。^(注15) 黒竜江省合江19号の15年6月のFOB価格は1.125米ドル（135円）/精米kg、日本CIF価格は1.171米ドル（141円）、日本倉庫渡し価格は150円と推定試算^(注16)されている。

(注15) 農林水産省（2015a）、中国税関。

(注16) 伊東（2015）35頁 付表1-3、21頁 表1-6、為替レートは120円/米ドル。

5 米輸入の財政負担

MA米に関する国家貿易損益は、95～13年度の19年間で、売買損益は379億円のプラス、管理経費は保管料を中心に3,102億円となっている（農林水産省（2015b））。

近年の総売買損益をSBS一般米とMA一

第8表 MA米売買損益の内訳推移

(単位 億円)

	総売買損益	うち SBS一般米	MA一般 輸入米
02年度	116	55	61
03	13	177	△164
04	△202	91	△293
05	△22	74	△96
06	16	107	△91
07	49	87	△38
08	△25	66	△91
09	△135	53	△188
10	△228	5	△233
11	△224	47	△271
12	36	129	△93
13	△28	20	△48

資料 佐伯（2003）を02年度以降について農林水産省資料を基にアップデート

(注) SBS一般米売買損益はマークアップ単価にSBS輸入量を乗じて算出(同一年度)。

般輸入米に分解して試算してみると、SBS一般米は5～177億円のプラス、MA一般輸入米は02年度を除いて△38～△293億円の赤字となる（第8表）。これは、70円/kgで買入れたMA一般米を近時の実勢飼料用米価格である20円/kgで売却すれば△50円/kgの損失となり、50万トンでは△250億円に達するからである。

6 TPP合意内容とその影響

(1) 米に関する合意内容

米は現行の国家貿易制度を維持し、MA枠外税率も維持したうえで、米国・豪州にSBS方式の国別枠を設定（国別枠は、米と米粉等の国家貿易品目を一体的に運用。前掲第4表参照）することとされた。また、TPP協定とは直接的に関係しないが、現行MA米制度運用を見直し、MA一般米輸入の一部について中粒種・加工用に限定したSBS枠へ変更することとされた。

さらに、後項(2)のとおり、SBSについては制度の運用変更が約束させられた。

a 対米・豪米輸入枠の新設

現行のMA米輸入枠76.7万トンの枠のほかに、対米国7万トン、対豪州輸入枠を8.4千トン、SBS方式の国別枠として新設する。

具体的には、①対米国枠は発効時5万トンとし、4年目から10年かけて2千トンずつ増やす(13年目から7万トン)、②対豪州枠はその12%とし、発効時6千トン、4年目から10年かけて240トンずつ増やす(13年目から8.4千トン)。③なお、ベトナムには輸入枠を設けない。

b 中粒種専用SBSの新設

現行のWTO農業合意に基づいて設定、運用されているMA米制度のなかに、6万トンの中粒種・加工用限定のSBSを導入する。

c 米の調製品・加工品等(民間貿易品目)の関税削減

一定の輸入実績がある米粉調製品等は関税を5~25%の削減とし、輸入量が少ないまたは関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃する。具体的には、米粉調製品7品目、もち・団子等3品目、米菓2品目等の一定の輸入実績のある13品目について関税を削減し(即時は11品目)、ビーフンやベーカーリー用冷凍パイ生地2品目等の輸入量が少ないまたは関税率の低い15品目を関税撤廃するとともに(11年目が中心)、粒状穀物(粟^(注17)粥等)を6年目に関税削減する。

(注17) 前掲第4表では【19類】の民間貿易品目(網掛行以外)14品目のうち、ビーフン以外の13品目が関税削減対象で、関税撤廃品目等はビーフンのみを表示。なお【16類】は農林水産省説明文書では「水産物」等に分類されている(「米」に含まれていない)。

(2) 対米・豪米輸入枠におけるSBSの運用変更

対米・豪の国別枠は、15年11月に公表された「TPP全文」のうち「市場アクセス関連資料」の「SBSの運用変更に関する日米合意文書」によって、SBSの内容について円滑な枠消化のために制度の運用変更が約束させられている(USTR(2015a)、農林水産省「TPP交渉 農林水産分野の大筋合意の概要(追加資料)」15年10月)。

まずはじめに、現行のSBS方式では農林水産省が前項1(2)bのとおり、最低売渡予定価格を国内市況に合わせてコントロールすることによって、結果的にマークアップの下限をその時点における国内産米価格等を勘案して適宜設定することとなっているものと考えられる。しかし、国別枠では政府最高買入予定価格を国際市場の状況や米国のFOB価格、運賃、為替レートを勘案して設定し、最低マークアップの水準はその年度内は固定し、枠消化が円滑化される水準となるよう配慮することとされた。なお、政府最高買入予定価格は短粒種、中粒種、長粒種毎等に設定されることとなる。

また、3年度中の2年度で枠が消化されなかった場合は、最低マークアップを次年度において15%引き下げる。

入札は毎年5月から2か月おきに年6回

定期的に行い、予定数量に満たなかった場合は翌日に再入札を行う。年度当初の3回の入札で枠消化率が90%を下回る場合は、次回以降残りの全量を入札にかける。

入札参加資格は、日本国内登記を条件に外国法人にも開放する。また、入札結果は落札した政府買入価格の最高値・最低値、および政府売渡価格の加重平均値を公表する。

以上の運用方式は、現行のSBSにおいて国内産米価格が低下した場合に、それとの価格裁定でSBS落札数量が激減するといった事態を回避し、安定的に枠消化がなされるための方策と考えられ、実質的な輸入義務化につながるものと思われる。このSBS運営方式の見直しは日本が自ら進んで行うわけではなく、安定的な枠消化によるより一層の主食用米輸出を求める米国側の要求に応じて行うものと考えられる。

さらに問題なのは、このTPP国別枠にかかるSBSの運用変更が、農林水産省「TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果」(15年10月9日)において、国別枠と同様に既存のWTO上のSBS枠10万トンについても運用変更を行うとされていることである。

(注18) 現行の農林水産省「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知)でも、「…、国際取引価格、海上運賃、為替等を考慮し…予定価格を定める」とされているが、TPPではこれが日米の交換公文でうたわれ、かつ「米国のFOB価格」まで勘案させられている。

(3) 予想される影響

a 対米・豪米輸入枠新設の影響

現行のMA米輸入枠76.7万トンの枠のほ

かに、対米・豪主食用米輸入枠をSBSとはいえ運用方式を変えて7万トン程度一定量輸入する形で新設すると、そのまま放置すれば国内主食用米需給はその分過剰となる。

国内の米需要は、近年、毎年8万トン程度ずつ減少しており、国内需給に与える影響は大きく、米政策改革による米価低下と稲作所得水準低下に拍車をかける可能性が高い。

政府は、輸入増(最大7.84万トン)について、国内需給・価格に影響を与えないように国別枠の輸入量に相当する主食用国産米を備蓄米として買い入れることとしているが(農林水産省「総合的なTPP関連政策大綱」平成27年11月25日TPP総合対策本部決定)、一定期間後に飼料用米等として売却すると、その分の財政赤字が増大する。^(注19,20)

また、見合いの国内産米を政府買上げ備蓄で分離しても、7万トン程度、SBSの運用変更でこれまで以上に落札されやすくなった輸入米が国内需要を満たし、国内低価格帯米需要、ことに外食・中食需要は、新規の輸入米に代替される可能性が高く、国内産米価格の下押し圧力となろう。

さらに、もし農林水産省の予定するとおりTPP国別枠のSBSの運用見直しが、既存MA米のSBSにも適用になれば、その政府売渡価格、マークアップ等に大きな影響を与え、枠消化率を高めた、より安価な主食用米17万トンが業務用需要230万トン(農林水産省2015c)の一部を安定的に満たすこととなる可能性が高い。

(注19) 新設した輸入枠による新規輸入分に見合う

量の国内産米を政府で買い上げ、一定期間後に飼料用に販売すると、売買差額だけで毎年140億円の財政負担が生じる（10年間で1,400億円

⇒国産米200円/kg－飼料用米20円/kg＝180円/kg、18万円/トン×7.84万トン＝141億円）。

(注20) 毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）するとされている。

b 中粒種・加工用限定SBS新設の影響

米国での中粒種生産量は長粒種を含めた米全体生産量660万トンのうち190万トン程度を占めており、輸出余力を有し、輸出競争力をもっている。現在、MA一般米の中粒種の落札は米国産が多い。現行MA米の約半数34万トンは米国産中粒種が占めているが、6万トンの中粒種・加工用限定SBSが新設されると米国産中粒種の輸入量が増加し、国内加工用仕向け米の需給に影響が出る可能性がある。

影響の一つは、転作作物としての加工用米需要の一部に代替して加工用米生産を減少させ、その分転作作物の変更が必要となる可能性がある。14年度の国内転作加工用米生産は27万トンであるのに対し、加工用MA米販売はその2分の1強である年間15万トンある。

また、前掲第3表にあるとおり、加工原料用米需給に組み込まれている特定米穀（1.7mmふるい下米等）の販売量や価格の低下・下押し圧力となる可能性がある。もちろん、14年産のように国内産米価格が暴落して特定米穀の価格も低下すると、輸入加工用米の価格優位性がなくなることもあるが、国内市況や米カリフォルニア州の米の生産動向、為替レートによっては、輸入加

工用米が価格優位性をもつ可能性が常にあり^(注21)と^(注21)いっている。

したがって、中粒種・加工用限定SBS新設の影響を考えると、国内加工用仕向け米の、生産、価格を押し下げる可能性があるものと考えられる。

(注21) 特定米穀は、主食用の高値で代替需要が発生した12年産では170円/kg程度まで上がった（日本経済新聞15年5月22日付）。

c 飼料用米需給への影響

新設枠による輸入米7.8万トンに見合う国産主食用米を政府が備蓄用として買い入れて備蓄期間経過後に飼料用に売却すると、現在進められている主食用米需給均衡の切り札とされている「飼料用米増産」（15年度の生産量見込み42万トン、現行の「食料・農業・農村基本計画」における生産努力目標110万トン）による飼料用米需給にも影響を及ぼすこととなる。

d 米の調製品・加工品等の関税削減

米粉調製品は15年で年間6.2万トンの輸入があつて国内加工用米需給（供給）の一部を構成しており、関税削減があると価格競争力が上昇し、輸入量が増加して、国内産加工用仕向け米生産等に影響が出る可能性がある（前項aの丸米等での加工用輸入枠と同様）。

7 問題点と展望

米の輸入枠等に関する合意の影響は、内閣官房TPP政府対策本部によれば、対策後

の生産額・量予想とも「0」とされている。しかしながら、問題は、前節6の新規TPP輸入米に見合う量の国内産米を政府が買い上げたとしても、その数量分の輸入米が外食・中食業者の米需要のなかの一定のシェアを獲得するということであり、また、その結果として国産の業務用需要米の価格を低下させる恐れが強いことである。

また、中粒種・加工用限定SBS枠の新設は、米国産中粒種輸入量を増加させ、MA米のうちの加工用販売量を増加させる可能性がある。加工用仕向け米は、特定米穀(1.7mmふるい下米等)を通じて主食用米需給とつながっており、MA米の加工用販売量が増加すると、国内加工用仕向け米の生産量・価格や特定米穀の販売量・価格の下押し圧力となり、結果的に国内産主食用米の価格の低下要因となる可能性がある。

さらに問題なのは、TPPの「市場アクセス」章の付属文書で、発効7年後に、日本は米国、豪州、カナダ、チリ、ニュージーランドの要請があれば、市場アクセスを増やす観点からの関税等の再協議を義務付けられていることである(USTR(2015b))。

もともとMA米は、ガット・ウルグアイラウンド農業合意の落とし子であり、明確な国内需要に結びついたものとは言いがたいものである。今回のTPP最終合意による対米・豪の国別枠の設置、SBSの運用変更や既往MA一般米の中への中粒種・加工用限定SBS枠の新設は、国内需要の薄い品目の輸入増をもたらす可能性が高く、国内米生産・価格への影響は避けられないと考える

べきだろう。

<参考文献>

- ・伊東正一(2015)『世界のジャポニカ米市場と日本産米の競争力』[第1章 国際ジャポニカ米の相場と日本産米の価値] 農林統計出版
- ・北出俊昭(2008)「米政策改革がもたらした現実を検証する(上)」『農林経済』2月28日号
- ・倪鏡(2012)「中国の米生産と消費動向について—急速な進展を見せる『ジャポニカ米化』」JC総研、研究員レポート、7月
- ・佐伯尚美(2003)「米輸入問題の総点検」『農業研究』日本農業研究所研究報告
- ・農林水産省(2009)「ミニマム・アクセス米に関する報告書」3月
- ・農林水産省(2015a)「主要国の農業情報調査分析報告書(平成25年度)」[第2章 中国におけるジャポニカ米の生産・流通動向]
- ・農林水産省(2015b)「米をめぐる関係資料」11月
- ・農林水産省(2015c)「米をめぐる状況について」12月
- ・服部信司(2012)『TPP不参加 戸別所得補償の継続』農林統計協会
- ・藤野信之(2004)「外食・中食産業の米需要」『農林金融』2月号
- ・藤野信之(2013)「米の国際需給と日本の自給」『農林金融』1月号
- ・ABARE(豪州農業水資源省 農業資源経済科学局)(2015)“Agricultural commodity statistics 2015”
- ・Fukuda Hisao, John Dyck, and Jim Stout(2003), “Rice Sector Policies in Japan (RCS-0303-01)”, ERS,USDA, (March).
- ・USTR(2015a)“TPP-Final-Text-US-JP-Letter-Exchange-on-Operation-of-SBS-Mechanism.” <https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-US-JP-Letter-Exchange-on-Operation-of-SBS-Mechanism.pdf> (2015年11月アクセス)
- ・USTR(2015b)“TPP-Final-Text-Japan-General-Notes-to-Tariff-Schedule.” <https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Japan-General-Notes-to-Tariff-Schedule.pdf> (2016年2月アクセス)

(内容は2016年3月10日現在)

(ふじの のぶゆき)